



第3章 計画の枠組み

- 1 目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 対象とする地域・温室効果ガス
- 5 部門の設定

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



❖ 令和6年度環境保全ポスター図案コンクール 銀賞作品



第3章 計画の枠組み

1 目的

区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第 19 条第 2 項及び第 21 条第 4 項に基づき、「区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」を定めるものとして、現行計画を見直すものです。加えて、気候変動適応法第 12 条に基づき、地域気候変動適応計画として位置付け気候変動適応に関する施策を定めます。

本計画は、「文京区環境基本計画」の基本目標の 1 つである「未来へつなぐ脱炭素のまち～CO₂ 削減で地球温暖化防止～」を実現するための施策等を定める個別計画として位置づけます。また、区の事務事業における対策を定める「文京区役所地球温暖化対策実行計画」と合わせて、区の気候変動対策を総合的に実施していきます。

また、本計画の推進をととして、上位計画の理念の実現につなげていきます。

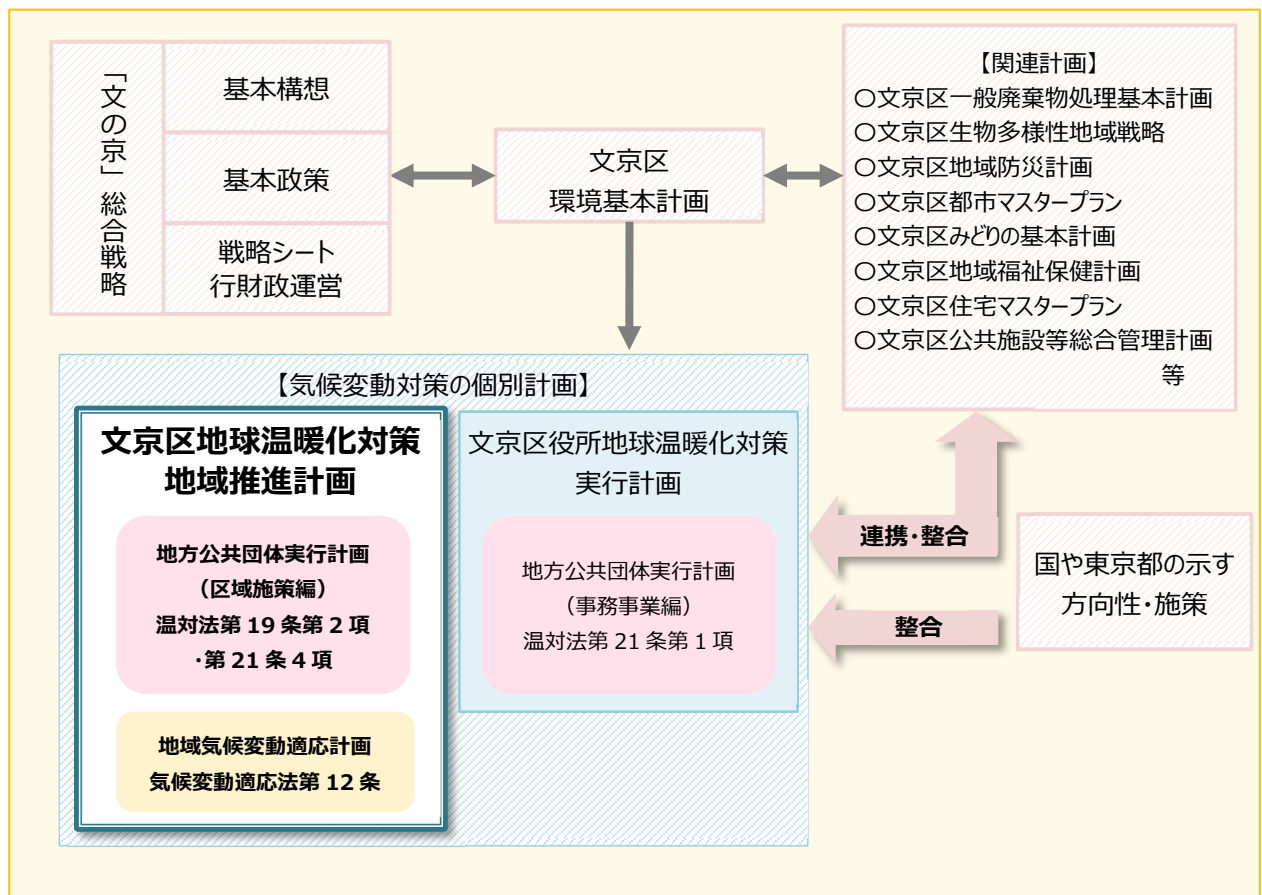


図 9 計画の位置づけ

〈文京区環境基本計画の基本理念〉

- 1 環境問題への取組は、身近なものから地球全体を意識して、地域一丸となって進めます
- 2 文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、緑を、大切に守り、育てます
- 3 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます

3 計画期間

本計画の期間は、国及び東京都の温室効果ガス排出削減目標の年度を考慮し、2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までであり、2025（令和7）年度以降の6年間についての中間見直しとします。

4 対象とする地域・温室効果ガス

本計画の対象とする地域は、文京区全域とします。

また、気候変動対策の取組の対象は、区の温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体（区民・団体、事業者、区）とします。

対象とする温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が定める7種類のガスのうち、2021（令和3）年度時点で区の温室効果ガス排出量の約9割を占める二酸化炭素（CO₂）を対象として削減目標を設定します。ただし、施策の対象としては二酸化炭素以外も含めます。

表 8 地球温暖化対策の推進に関する法律が対象とする温室効果ガス

種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂ *	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用、廃棄物の原燃料使用等
	非エネルギー起源 CO ₂ *	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分
メタン (CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道におけるエネルギー消費、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理、コンポスト化
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理、コンポスト化
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、鉄道事業または軌道事業の用に供された整流器の廃棄
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

出典) 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6年4月）（環境省）より作成

5 部門の設定

部門の設定は、産業、民生（家庭）、民生（業務）、運輸、一般廃棄物の5部門とします。

表 9 部門の説明

部門	内容
産業	農業、建設業、製造業のエネルギー消費に伴う排出
民生（家庭）	家庭のエネルギー消費に伴う排出
民生（業務）	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
運輸	自動車（自家用自動車を含む）、船舶、航空機、鉄道のエネルギー消費に伴う排出
一般廃棄物	廃棄物（廃プラスチック、合成繊維）の焼却等に伴い発生する排出

出典）地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6年4月）（環境省）より作成

コラム いろいろな再生可能エネルギー設備

太陽光・太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス*、その他の自然界に存する熱といった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないで繰り返し利用できるエネルギー源です。国内で生産できることから、エネルギー安全保障の面でも重要なエネルギー源です。

文京区で導入できるものは限られますが、日本全国では様々な設備があります。

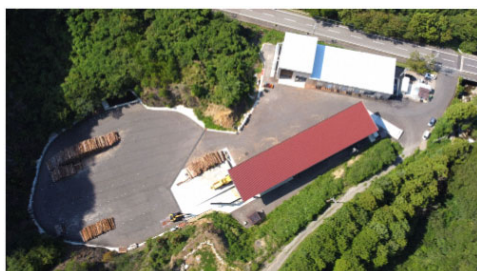
雪氷冷熱利用貯蔵庫⇒

冬季の冷たい外気により水を凍らせ、その氷を冷熱源として春から秋までの期間、貯蔵庫内温度を一定の温度に保つための雪氷冷熱エネルギーを利用する施設です。



⇐木質バイオマス発電所

文京区の友好都市である島根県津和野町では、地域で集材した年間約 6,500 トンの原木を、チップ工場で加工して、480kW の電気を供給しています。コージェネレーション*型（CHP）であり、約 1,200kW の熱（温水）は主にウッドチップの乾燥に使われています。



中小水力発電所と地熱バイナリー発電所⇒

福島県福島市の土湯温泉では、砂防堰堤を利用した小水力発電所と既存の源泉を使った東北初の地熱バイナリー発電所があります。それぞれの発電所には遊歩道や展望台が整備され、発電の仕組みを一元的に学習できます。



出典）次世代エネルギーパーク 66parks 全国ガイドブック 2023（資源エネルギー庁）、稚内市提供写真、広報つわの 2022 vol.204 10 月（島根県津和野町）、株式会社元気アップつちゆ提供写真より作成